

千葉地方裁判所委員会（第9回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成18年12月1日（金）午前10時00分から午後零時00分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 7人）

青木佐登志（千葉テレビ）、久保形法子（調停委員）、高田廣（千葉銀行）、
長崎修一（日本放送協会）、林陽一（千葉大学）、三善勝代（和洋女子大）、
依田桂子（千葉市）

（2号委員 2人）

酒井正利（弁護士）、大島有紀子（弁護士）

（4号委員 2人）

中山隆夫（千葉地裁所長）、滝澤孝臣（千葉地裁民事部総括判事）

（オブザーバー 4人）

山口雅高（千葉地裁刑事部総括判事）、高橋一弥（弁護士）、篠崎純（弁護士）、
徳光亮（弁護士）

【運営委員会構成員】

金澤正人（千葉地裁民事首席書記官）、山田聡（千葉地裁刑事首席書記官）、杉原
隆治（千葉地裁事務局長）、継田剛史（千葉地裁総務課長）、宮澤康弘（千葉地裁
総務課課長補佐）

【庶務担当者】

鹿野直人（千葉地裁総務課専門官）

4 議 事

(1) 開会のあいさつ【あいさつ要旨は、別紙1のとおり】

(2) 報告事項【報告要旨は、別紙2のとおり】

ア 第6回議事概要の公開について

イ 平成18年度夏休み広報行事及び「法の日」週間広報行事の開催結果について

(3) 意見交換【発言要旨は、別紙3のとおり】

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

(4) 千葉地方裁判所委員会（第12回）の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第12回の当委員会における意見交換テーマを

「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

「労働審判制度の現状について」

とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第12回の当委員会の開催日を平成19年3月9日（金）午後3時00分から午後5時までとする。

(5) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 参考資料

ア 夏休み広報行事及び「法の日」週間広報行事実施結果について

イ 第3回裁判員模擬裁判配布資料及び判決書写し

ウ 新聞記事（夏休み広報行事，「法の日」週間広報行事，裁判員模擬裁判）

エ 出前講義実施一覧表

オ 標語及びキャラクター

カ 環境整備関係資料「会社員・会社役員の負担感・抵抗感」

キ 司法の窓（Vol.69）

以 上

(別紙 1)

(1) 開会のあいさつ

本日は、お忙しい中を御参集いただき、お礼を申し上げます。

本日のメインテーマは、11月27日及び28日に行われた裁判員模擬裁判に対し、厳しい論評をいただくことであるが、同模擬裁判は、当初は10月に行う予定であったところ、法曹三者の調整が付かず、11月にずれ込んだことから、傍聴を予定されていた委員の皆様にご迷惑をお掛けしたことをお詫びする。

本日は、同模擬裁判で裁判所側の準備を行った刑事3部の山口裁判官、弁護人役の高橋弁護士、篠崎弁護士、徳光弁護士にオブザーバーとして御参加いただいているが、何と言っても同模擬裁判に裁判員役として御参加いただいた長崎委員、依田委員には、心から感謝を申し上げます。裁判員役の両委員の感想が本日の委員会の中心になってくるものと思われるので、よろしく願い申し上げます。

次回の裁判員模擬裁判は、麻薬輸入の事案であるが、2月28日及び3月1日の実施を予定している。各委員におかれては、万障お繰り合わせの上、できる限り傍聴をしていただき、国民がわかりやすい審理になっているかについて、さらに厳しい御意見をいただければと思っている。本日、長崎委員、依田委員の経験談をお聞きになり、ぜひとも裁判員役をやってみたいということであれば、優先的に席を用意するので、そういう声も挙げていただきたい。

先程、総務課長から、本日の委員会が第9回となっているのは、11月27日及び28日の両日の昼にお集まりいただいて委員会として御感想や御意見をうかがったからという趣旨の発言があったが、むしろ傍聴をしていただいた上で御感想や御意見をうかがったということで、傍聴と感想等をうかがうという両方を含めて委員会を行ったということをご付加させていただく。

以上

(別紙 2)

(2) 報 告 事 項

(: 委員長 , : 委員 , : 運営委員)

ア 第 6 回 議 事 概 要 の 公 開 に つ い て

当委員会の「第 6 回 議 事 概 要」については、遅くなっているが、現在、作成中であり、作成できたところで従前と同様にあらかじめ委員の皆様にご内容を御確認いただき、裁判所のホームページに掲載し、記者クラブ加盟各社(千葉日報、共同通信、毎日、時事通信、産経、NHK、東京、読売、朝日、日本テレビ、TBS、テレビ朝日、フジテレビ、千葉テレビ)に交付して公開する。

なお、本日の議事概要についても、従前と同様の方法で公開させていただく。

イ 平 成 1 8 年 度 夏 休 み 広 報 行 事 及 び 「 法 の 日 」 週 間 広 報 行 事 の 開 催 結 果 に つ い て

平成 1 8 年 度 夏 休 み 広 報 行 事 及 び 「 法 の 日 」 週 間 広 報 行 事 の 概 要 は 、 次 の と お り である。

(ア) 夏 休 み 広 報 行 事

実 施 日 7 月 3 1 日 , 8 月 1 日 , 2 2 日 , 2 3 日 の 各 日 午 後 1 時 3 0 分 から 午 後 3 時 3 0 分 まで

主 な 内 容 「 裁 判 っ て ど ん な も の ! ~ 親 子 で 裁 判 官 と 一 緒 に 体 験 し て み よ う ~ 」 と 題 し て , 小 学 4 , 5 , 6 年 生 の 親 子 を 対 象 に , 裁 判 所 の し く み や 刑 事 裁 判 の 流 れ を 理 解 し て も ら う た め に 「 リ ホ ち ゃ ん ナ ビ ス ケ の 裁 判 所 っ て ど ん な と こ ? 」 と い う ビ デ オ を 上 映 , 続 い て 参 加 し た 小 学 生 全 員 に 裁 判 官 , 検 察 官 , 弁 護 人 な ど の 役 を 割 り 当 て , 昨 年 と 同 じ ゲ ー ム 機 万 引 事 件 の シ ナ リ オ に 基 づ き 刑 事 模 擬 裁 判 を 実 施 , そ の 後 , 裁 判 官 に よ る 講 評 や 質 疑 応 答 に 続 い て 親 子 で 参 加 す る 「 裁 判 員 制 度 × ク イ ズ 」 を 実 施 し て 裁 判 官 に よ る 解 説 を 行 い , 最 後 に 裁 判 官 の 法 服 の 試 着 や 法 廷 内 の 見 学 を 行 っ た 。

参 加 者 合 計 で 1 1 9 組 2 3 8 人

(イ) 「 法 の 日 」 週 間 広 報 行 事 (本 庁)

a 1 0 月 6 日 (ば ・ る ・ る ホ ー ル)

【 民 事 関 係 】 午 前 1 0 時 から 午 後 零 時 まで

主 な 内 容 「 労 働 審 判 制 度 ~ 3 回 の 審 理 で 結 論 が 出 る の が 「 売 り 」 で す ! ~ 」 と 題 し て , 労 働 審 判 制 度 の 手 続 等 を 裁 判 官 が わ か り や す く 説 明 し , 裁 判 官 , 職 員 , 司 法 修 習 生 に よ る 模 擬 審 判 を 行 っ た 。

参加者 約120人

【刑事関係】午後1時30分から午後4時30分まで

主な内容 「「裁判員」って何をするの？～皆で「評議を」体験してみよう！～」と題して、「評議」にスポットを当て、裁判員制度広報用映画「評議」を上映，続いて所長によるポイント解説，その後，一般参加者による刑事模擬裁判の実施（裁判官及び裁判員役の評議の様子も公開）し，法曹三者による講評，解説，質疑応答を行った。

参加者 約140人

- b 10月17日無料法律相談（千葉市文化センター）
相談者 47人

(ウ) 「法の日」週間広報行事（管内分）

- a 佐倉支部 11月17日に，県立佐倉高校1年生及び職員（320名）を対象にして，佐倉高校講堂において，人権及び裁判員制度について西口支部長による出前講義を実施。
- b 一宮支部 11月27日に，県立岬高校3年生119名を対象にして，内田支部長による出前講義を実施。
- c 松戸支部 10月23日に，松戸支部において無料法律相談を実施。相談者は40名。
- d 木更津支部 10月5日に，木更津支部において無料法律相談を実施。相談者は25名。
11月6日に，清和大学において，学生50名を対象に，裁判員制度について田中裁判官による出前講義を実施。
11月17日に，東京電力(株)木更津支社において，社員26名を対象に，裁判官による裁判員制度についての出前講義を実施。
- e 館山支部 10月5日に，館山市，鴨川市，南房総市，鋸南町に対し，裁判員制度リーフレット及び裁判所ナビを配布。
- f 八日市場支部 12月11日に，管内の高校の社会科教師25名を対象に，法廷傍聴及び裁判官による講義を実施予定。
匝瑳高校生徒を対象に，支部会議室において，加藤支部長による講義を実施する予定（日時未定）。
- g 佐原支部 11月30日に，下総町高岡小学校6年生13名を対象にして，

裁判所見学会を実施。

h 銚子簡裁 八日市場支部の管轄区域内の市に対し、裁判等に関するパンフレットを送付。

夏休みの広報行事を見学された委員の感想はどうか。

子供でもしっかりと役を演じており、驚いた。

「法の日」週間広報行事を見学された委員の感想はどうか。

高校生も見学に来ており、将来が有望だと感じた。また、所長の説明がわかりやすく、一般の人に対しては、所長のようにわかりやすく説明しないと理解できないと思った。

「法の日」週間広報行事当日は、大雨、洪水、雷、強風、波浪の五つの警報が出ている日で、びしょびしょになりながらクラーク国際高校の生徒が大勢来てく、感激したが、午前実施した労働審判についての感想はどうか。

労働審判について、こういうものなのかということがよくわかった。

午後実施した裁判員制度の行事についてはどうか。

評議の様子が公開され、裁判員役である一般の方が指揮を執っており、意見も出ている、結構形になるものだと思った。また、別室にもう一組の裁判員役の方々がいて、結論が比較できたのも興味深かった。

シャドーと言って、同じ裁判を見ていて、別のところで議論をしたらどうなるだろうということを試してみたものである。

台本を読むものが模擬裁判と言えるのか疑問があるところではあるが、結論は、シャドーも含めて両方とも無罪ということであり、被告人は無罪だという認識を持つ傾向にあるのではと思った。

以上

(別紙3)

(3) 意見交換

(:委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

(今回の模擬裁判対象事件の概要等)

被告人が、金目の物を盗む目的で被害者宅に忍び込み、現金1,000円を盗み、さらに、金目の物を物色していたところ、被害者に発見され、逮捕を免れるため、被害者の腹部に包丁を突き付け、その顔面を左手で押さえ付けて、その際、被告人の左手の指を被害者の左目に差し込み、さらに、被害者に突き付けた包丁を左手でつかまれたことから、包丁を引き抜くなどの暴行脅迫を加え、被害者に全治10日間を要する外傷性結膜下出血、結膜切創及び加療約8週間を要する左前腕、左手掌切創の傷害を負わせたという住居侵入、強盗致傷被告事件であり、争点は、被告人と犯人との同一性である。

11月27日、28日に裁判員模擬裁判を実施したが、その前に公判前整理手続といって、争われるべきところはどこなのか、取り調べるべき証拠はどのように、公判のスケジュールをどのようにかということを決めるといった裁判の迅速化に寄与する手続を11月6日から行った。委員に裁判員役をやっていただいたり、傍聴をしていただいたのは、国民にわかりやすい審理になっているか、評議が会話のできるものになっているか、そういうところを厳しく批判してもらう必要があるからであり、模擬裁判ごとにこの委員会で通信簿を付けてもらうという発想に基づいてのものである。今後もそういう目で模擬裁判を見てもらいたい。

今回の公判前整理手続を傍聴して、どのような印象を持ったか。

一番興味があったところであるが、非常にスムーズに行っているという印象を持った。また、相当な準備が必要だとも思った。弁護士の活動について言えば、どのように争うかなど相当綿密に打合せを行う必要があり、弁護士活動が十分できるかが要になると思った。

手続についてはなんとなく理解できたが、内々の打合せという感じがして、裁判官はスムーズに説明しているのに対し、検察官と弁護人は打々発止の議論をしていることから、一般の人には理解するのが難しいと感じた。

公判前整理手続とは、本来非公開であり、出席者は、裁判官、検察官、弁護人である。そこで裁判をどういうスケジュールでやっていくか、争うところはどこになるかなどを決めていくことになり、専門家だけの話になるので、わかりにくいと感じるのも無理はないと思う。また、裁判所は、何もわかっていない状態で手続に望んでおり、あなた方はどういうふうにするのということですから、そういう意味で裁判所の説明が薄く感じたのかもしれない。

初回の公判前整理手続を傍聴したが、時間が短くて、あっという間に終わったと

いう感じである。

今回の公判前整理手続については、4期日行っているが、これだけの回数を行う必要があったのか、裁判所は、第1回公判前整理手続期日ではここまでやるということを検察官、弁護人と詰めておく必要があったのではないかと思うが、弁護人役の意見を伺いたい。

初めての経験であり、毎回の手続に対応するのに精一杯であった。それをさらにコンパクトに綿密にということであれば大変だと思う。

公判前整理手続の結果できたものが、本日、配布した資料の中の「模擬裁判審理予定」と「時系列表」であり、これは、事件がどのように流れていったのか、それに対し、検察官の主張はどうか、弁護人の主張はどうかということコンパクトにしたものであり、こういう形で結実するわけであるが、これをベースに審理が始まることになる。ほかに意見はあるか。

裁判員にわかってもらうには、どのようにしたらよいかということを見ると、今までの公判準備以上に準備をする必要があると思うので、本当に大変だと思う。

こういう言い方をするのは失礼かと思うが、弁護士は、今までは民事裁判の片手間に刑事裁判を担当していたのが、これからは、刑事裁判の片手間に民事裁判をすることになりかねない。また、被疑者国選弁護制度が始まり、捕まったところから対応しなければならない、起訴されれば公判前整理手続の準備をしなければならないという相当刑事事件にシフトした仕事ぶりになってくるものと思われる。そういう意味で、民事事件を担当する弁護士事務所と刑事事件を担当する事務所と二つの方向に別れていくのではというふうに思っている。

次に裁判員役を経験した委員に感想を伺いたい。

以前、地方の記者として裁判所に行ったり、交通事故の目撃証人として、裁判所に出頭したことがあるが、その時と比べて起訴状一つをとってもわかりやすくなっている。審理においてもパワーポイントを使用してわかりやすくなっていると感じた。評議のところでは、裁判官がどんな考えを持っているか、言葉の端々からわかるので、自分はこれくらいの意見を言わないとバランスが取れないと慮ってしまい、また、弁護人の「一点の曇りもない判決を」という言葉が頭にあって、情緒的な判断をしたように感じているのが反省点である。内容について言えば、暗がり、暗がりといってもほとんど見えると、そこに185センチの大柄な人物がこの地域をうろうろしていて、高度な蓋然性があって被告人が犯人に間違いないだろうと思ってもすべての雰囲気や、あるいは、証拠も少しは情緒的に捉えてしまったところがあり、無罪との意見になった。

初めてあのような場に臨み、人を裁くことに戸惑いがあり、自分では有罪だと思っただけはいるが、「一点の曇りもない判決」という言葉を聞いて、もしかしたら被告人は犯人ではないのではと思った。人を裁くことは、難しいと感じた。また、何を質問したらよいのかがわからず、犯人の容姿については、今回は言わないということであったが、暗がりでも頭は見えたとしたことだったので、髪型とか髪の毛が何色だったのかということがわかれば確実だったのと足形についてもどういう形でどっち向きであったのか、重なり具合がどうだったのかということがわかれば確実で

あったと思う。裁判官は、有罪であるという考えであることがわかったので、もしかして無罪の人を有罪にしてはいけないと思って構えてしまい、自分では99.9パーセント有罪だとは思っていたが、無罪にした。

弁護人が「一点の曇りもない判決を」と言った時に、これは、厳しい結論になると思った。また、検察官は、被害者の証言を信じればよいという一点突破主義であったので、「一点の曇りもない判決を」という言葉の方が影響が強かったということか。

結論は無罪となったが、自分では、有罪と思いつつ無罪にして、世の中に有罪なのに無罪となつてうろつく人が増えるのかなと思うと、逆に犯罪が増えて怖いことになると感じた。また、自分と被告人との距離が意外と近いと感じたので、裁判員は、顔が覚えられてしまい、刑を終えて出所してきた時に自分の周辺をうろつかれたりするのが怖くて、きちんとした判断ができないのではとも感じた。

先進国で国民の司法参加がない国は、日本とオランダと韓国だけであり、ほかの国々の方達は、何らかの形で司法に携わっているわけであるが、逆恨みをされるようなことは絶対にはないと言える。裁判員に対しては、被告人等から逆恨みをされることはないということを中心にきちんと言う必要がある。33年間裁判官をやっているが、今までに一度もそのような怖い目に遭ったことはない。また、調停委員や裁判所職員に聞いてみてもそのような怖い目に遭ったことはないと言っている。

裁判員をやったからといって、被告人に報復されるということはないということを中心にきちんとして話をする必要はあると思う。DVの事件で弁護士が刺されたということがあがるが、そういう話に触れるとやはり不安である。

模擬裁判とはいえ、裁判員に対し、報復されることはないということを中心にきちんとして話をすることがよくわかった。今回の模擬裁判は、比較的わかりやすい審理であったとの感想が大半であるが、今回の模擬裁判において、裁判所としてどのようなところを留意したか、説明してもらうこととする。

今回の模擬裁判を担当した裁判長の考えの推測であるが、ポイントは、三つあったと思う。一つ目は、争点整理表、時系列表を作成したということ、これは、当事者が書面を読みあげて事案の内容を説明するだけでなく、裁判員の皆様にも当事者の主張の対立点、争いのない事実を明らかにし、争点を把握してもらったということである。この書面で争点を適切に把握することができたかということがポイントである。二つ目は、争点との関連で、証拠を的確に把握していただけたかということである。この点につき、裁判長は、証拠書類は全文法廷で朗読してもらう方式を採用した。法廷で聞いていただいた内容を理解しながら、争点整理表と対比して、証拠を理解していただくということである。三つ目は、証人尋問については、どういう意味で尋問がされているのかわからないという指摘があったので、簡潔な尋問事項書を当事者に提出してもらったということである。この点で多少気になったのが、当事者の主張や証拠の説明もパワーポイントを使用して説明されたので、主張と証拠の内容との区別が適切にできたのか、評議の内容を伺っていると、例えば、石田証人が言っている足跡の付き方、血痕の付き方について、証拠と主張について適切に区別できていたのか疑問に思うところがあった。これが今後の工夫の課題である。

最後に評議についてであるが、率直な印象を言えば、この事件は、被告人が犯人であるかどうか非常に難しい事件であるので、裁判員の皆様は、自分の意見を言うのに非常に不安を覚えて、自分の意見で被告人が有罪になってよいのかどうか不安を持って意見を述べていたと思う。これに対して、裁判官は、裁判所が意見を誘導してはいけないということを中心に気にしていた。私の個人的な見解を言えば、裁判官と裁判員が対等に議論するという上では、裁判員の方が、各論点について結論まで言われたのであれば、裁判官も結論まで意見を言って、この場で対等に議論していくことが必要であったと思う。自分も最後まで結論を言って、意見を戦わせることが必要であったと思う。何度も裁判員の方が意見を繰り返して言ってしまうと、後で意見を変更することはしづらいことだと思う。裁判長は、血痕の点を重視していたが、私は、血痕はあまり証拠価値がないのではないかと、むしろ足跡の方が証拠価値があると思っていたが、裁判官3人の意見の微妙な相違といったところも評議の場に出して、オープンにした形で議論することができていなかった印象を持った。裁判官が果たす評議での役割といった意味でいろいろな観点から、御意見をいただければと思っている。

専門的なこともあったが、今回の裁判所のポイントはこのようなところであったと思う。弁護人としては、裁判員の皆様にわかっていただくということなどについて、苦労されたことはあるか。

我々がやっていることを裁判員の皆様にその場で理解していただくということを最優先にした。それが十分にできたかどうかについては疑問のあるところであるが、例えば証人尋問については、できるだけ迂遠でない、平易な言葉遣いで尋問しようという意識を持っていた。一方で、尋問の中身については、裁判員の方から模擬裁判終了後に尋問の趣旨がわからないという指摘をいただいたが、内容によっては、証人にこちらのねらいを悟られないような形でしゃべらせる。そこを追いつめていくと、意図が悟られて言い繕われてしまう。わざと途中で尋問を終えてしまう。そういう手法がある。そういう手法が、裁判員の方に理解していただけるかどうか、裁判官は当然わかっている。そういったねらいが、最後の弁論として結実することとなる。ところがその前に、裁判員と裁判官が評議を重ねていってしまうと、我々のねらいが、裁判員の皆様に十分伝わらないままに評議が重ねられて、最終弁論前に結論が出てしまうという危惧を今回抱いた。また、評議を見ていて、予想外に電灯の明るさが大きなウエイトを持った。結果的には、被告人に有利に働いたが、裁判員の方は、我々プロとは違った目で事件を見るのだと、それが真実の発見にどれだけ繋がるのかという危惧を抱いた。パワーポイントがわかりやすかったという意見もあるが、弁論の際は、あまり見られておらず、検察官は、綺麗なものを作っていたが、検察庁は組織で訓練しているのに対し、弁護人は初めて作成したもので、そのような組織だった訓練はない。今後は、弁護人もきちんとしたものを作らないと、最初からイメージで負けてしまう。弁護士会も意識して研修などしなければならいと感じた。評議においては、事実関係についての争点などは映像化し、お互いが比較して議論するようにすべきではないか。手許の資料を見ながら議論をしても、他の人がその議論について行けているか疑問である。このようにする場合、評議の場

に裁判官のほかに補助する者が必要であるが、そのような運用も考える必要があると思った。パワーポイントを使用した結果、一部文字が小さいとの指摘があったが、大きな画面のほかに、裁判員の手許にも画面があれば見えると思う。このような設備を検察、弁護にも用意してもらえたらと思う。

裁判所の準備をお話しすると、「評議」という映画を観てもらおうと、裁判員等の手許にパソコン式のモニターがあるのに気付くと思うが、一旦組み込んでしまうと機器が発達してきた時に使えないということになるので、卓上のものを使うことになると思われる。他方で、小さいモニターになると見えないという人もいるので、大きいモニターも用意する必要がある。また、評議室には、オーバーヘッドプロジェクターなどを設置して、書類を映し出して議論をしていくということも必要になってくると思われる。そういうやり方は、他の裁判所でやっているところもあると思う。長野では、一部やっていた。それは、今後、裁判体がどう考えるかということだと思う。それから、検察官と弁護人とでパワーポイントを使用したがるが、検察官の方が使い方がうまいと思われた方もいたと思うが、検察庁には、裁判員制度のモニターの方々がいて、どういう立証の仕方をすれば分かりやすいかなどの意見を聞いて組織としてやっている。弁護士会もこの点のことを考えられるべきだと思う。裁判所もパワーポイントの重要性が分かってきたので、近々にもパワーポイントの研修会を実施する予定である。

傍聴した委員でほかに意見はないか。

パワーポイントを使用することが特別なのか日常的に行われているのか疑問に思ったところであるが、公判前整理手続をされてしまうと虫食い状態で何がなんだかわからなくなってしまうことがあったので、少しずつでもビジュアルで流してもらわないと争点がわからなくなってしまう可能性があると感じた。また、10時から17時までの間、次から次へと詰め込まれ、今回は、日程的に1日しかなかったと理解はしているが、自分が裁判員になった時に、短い時間で本当にできるのかなと感じた。

模擬裁判ということもあり、また、初めて担当する裁判体でもあったことから、判決が書き上がるまでどれだけの時間がかかるかわからなかったことから無理してやったものであるが、普通に考えれば、判決までに3日は必要であると思う。やはり余裕を持ってやらないと、法廷で気分が悪くなる裁判員の方も出てくると思う。そうすると3日間で模擬裁判をやればいいのかということになるが、模擬裁判にかかりっきりになると、本来の裁判が遅れてしまうということにもなりかねないので、そういう意味からも制約があることを御理解いただいた。

模擬裁判と言えども法曹三者のシミュレーションである。評議を見ていて、裁判長が時間だからということをしきりに言っていたが、それでいいのかと思った。本当に3日あるいは2日でできるのかと不安に思った。

公判前整理手続は、手際が良く、どうしたら裁判員の方に理解してもらえるか議論されていた。重大な事件と聞いていたので、殺人事件かなと思ったが、今回の事件は意外であって、こういう事件だから証拠も制約があっかと思うが、素人が見ても弁護側は説得力があって、証拠が少なく、足跡もよくわからない、難しい事件

だと思った。裁判員制度のそもそもの趣旨が、一般人の意見を反映させることにあるが、新たな証拠があって上級審に行くと結論が変わってしまうのかなと、そうすると裁判員制度とはなんなんだろうと思ってしまったと感じた。自分が裁判員になったときに、模擬ということでも2日間であったが、実際の裁判では十分な材料が与えられて評議ができるのか不安を感じた。

今回は、千葉では初めて本格的に行った模擬裁判であるが、これが2回目、3回目になってくるとうまく行われるようになったなという印象を持ってもらえると思う。今回の模擬裁判のシナリオ上は、被告人の容姿が、金髪であごひげがあって、切れ長の目であったということが、被害者の供述から出てくるのだが、被告人役の者が全然似ていないということで、その部分はオミットしたものである。それが、いろいろな意味で、判断するのに難しさも持ち込んでしまったという気がする。検察官の方ももっと臨機に対応できるようにしなければいけないのではと感じている。先程、足跡痕の話が出たが、どういう順路で行って、どこからどういうふうに入り込んだのか、それを聞くだけで、ひよっとするとここまでは行っていないのではないかと、こういう形の足の向きにはならないのではないかとということにもなった可能性はあると思う。また、血痕についてもどうやったらできるのか科学的にも一般的も少し勉強すればわかるはずであるし、電灯の明るさについても一般のトイレの明るさと同じくらいだということになれば、普通の感覚で考えることができたと思う。

裁判員役を務めた委員の方々は、専門用語は難しいと言われるが、言葉の意味は理解できたか。

裁判官の皆さんが丁寧に説明してくれたので、理解できた。審理予定が記載された書面に、甲号証とはこういう証拠書類だというようなことを括弧書きで記載してもらえれば、後で書類が配られたときにこれがそうかと直ぐにわかり、より理解ができたと思う。

昔の裁判に比べると、テレビ的というか、わかりやすかった。

今回の評議を見ていると、難しい言葉がいくつか出ており、もっと噛み砕いた言葉を使う訓練を裁判官もしなければいけないと感じた。また、時系列表や争点一覧表は、他の裁判所では作っていないところもあるようであるが、こういうものは、全国的に広げていかないといけない。今後、法曹三者における反省会もあるので、この場でもこと細かく意見を言ってみようと思っている。

争点整理表については、実際の事件でも作成しており、これを検察官、弁護人に渡すと、検察官の主張を書くと弁護人は、こういうことを言わないと負けるのではないかとということで主張が噛み合っただけで分かりやすくなるという点が明らかにある。

本日は、都合がつかず検察官役の方はお越しいただいていないが、検察官に対し、こうすべきであったとか言うことはないか。高橋弁護人の最終弁論で、いろいろな根拠を言われて、信用できないと言った。本来、検察官が弁護人の意見を先取りして、弁護人はこう言うだろうがそうではないと、こう考えるべきだということきちんと言わなければならないと思う。そうすると評議において、最終的に見たときにどちらの方に軍配が上がるか、新たにこういうところが出てきたのでそれに基づい

て考えてみましょうとなるが、そこはどうだったか。

最終弁論があまりにも上手で、素通りしてしまう感じであった。時系列表や争点整理表はよくできていたが、時間がなく、双方の言い分をもう一度確認する時間があればと思う。整理ができない間に次から次へと入ってくるので、せっかくの表が活用できなかったと思う。時系列表や争点整理表を見ながら確認できれば理解が深まると思う。

裁判官の説明は、きちんとされていたと思う。休憩時間も適当であったと思う。ただ、スケジュールがきつかった。

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

夏休み、「法の日」週間広報行事については、先程、御説明したとおりであるが、出前講義については出前講義実施一覧表記載のとおりある。主なものを御紹介すると9月27日の幕張西中学校の出前講義は、読売新聞で報道された。10月21日、11月26日は、土曜日と日曜日であり、講師はいずれも所長であるが、このように休日でも出前講義を行ったものである。今後も休日の出前講義の依頼が増えてくるものと思われ、積極的に対応することとしたい。また、裁判員制度啓発の標語とキャラクターを作り、それをカレンダーに印刷して、執務室内に掲示することを予定している。標語は、職員から募集し、約80作品の応募の中から「知ろう 語ろう 裁判員制度」という標語を選定した。キャラクターについては、千葉の特産である落花生をモチーフにしたもので、裁判官と主任書記官が作成したものである。現在名前を募集している。

先程、冒頭で報告したが、「法の日」週間広報行事の集客に関しては、大変苦労したものであるが、千葉では、こういうことをやりますと各種団体にお知らせしたときに、その後の流れがない。長野の方では、お知らせするとわあっと広がっていく。客寄せ商売というものを裁判所はしていないので、集客は下手である。委員の皆様には、こういうようにしたらよいというアドバイスをいただきたい。

次にキャラクターであるが、千葉でもできないかということで、先程説明があった落花生をモチーフにしたキャラクターである。下が子供用、上が大人用である。髪の毛が3本ずつで6本であり、これが裁判員を表す。体の線も全部で6本であり、これも裁判員を表すということで、法服を着ていて、頭には県の花である菜の花があり、ネクタイは、海を表す。名前を現在募集しているところである。このキャラクターをいろいろなものに張り付けてみようと考えている。それから、会社員と主婦層が二大勢力ということは、前回も申し上げたが、会社員については、仕事の都合がつかない、休暇を認めてくれるか不安であるということから、経営者の理解が必要不可欠である。裁判員休暇を創設してもらうために、県内の各企業に対し、どのようにしていけばよいか真剣に考えているところである。

工事中の困いを利用して、看板みたいなものを貼って、広報をしている。機会があれば見ていただきたい。今後の広報の予定であるが、出前講義については、配布した実施一覧表のとおりである。1月にも四、五回程度入っている。冬休みの広報

行事は、千葉市内の小学5、6年生を対象に、書き初めを募集する。題材は、「裁判員」である。さらに、市内の中学生、高校生を対象に、裁判員制度の標語を募集する予定である。昨年同様、フォーラムの開始前に表彰式を行う予定であり、入賞作品を裁判所内に掲示する。裁判員制度全国フォーラムは、来年の2月24日(土)に千葉県教育会館で開催する予定である。主催は、裁判所と千葉日报社で、現在、パネリストの人選中である。詳細が決まったらお知らせする。支部においては、松戸、木更津、八日市場の各支部において、地域住民を対象に、映画「評議」の上映会を1月中に実施する予定である。

先程のキャラクターであるが、いいネーミングがあったら教えてほしい。冬休みの行事であるが、現在仮庁舎であるため、応募のあった作品を全部掲示することができないことから、入賞作品だけにさせてもらった。次回も2月28日と3月1日に模擬裁判を行い、その直後にこのような委員会を開催し、そこで出た意見を、法曹三者の検討会にぶつきたいと考えている。委員の皆様におかれては、ぜひ、模擬裁判で検査役、検証役を担っていただきたい。また、司法制度改革の一環として、労働審判制度など新たな制度ができていますので、それらについて御説明したい。

模擬裁判の裁判員役は、どのような方を選んでいくのか。

広報ということにも重点を置き、商工会議所などから経営者の方を推薦いただき、必ず1名は入れている。少なくとも経営者の方には、従業員が裁判員に選ばれた時には、行って来いという雰囲気を作ってもらわなければならない。県連合婦人会からは主婦の方を、今回は、千葉大学の教育学部の学生、法曹とリンクして、将来裁判員をやってもらうことになるということを学校でも教える必要がある。それを教育委員会でも活かしてもらう必要があることから、教育委員会からも1名出してもらった。まだまだやりたくないという人が多いことから、広報をしてもらえる団体を核に、戦略的に裁判員役を今後も選んでいく必要があると考えている。

今回の裁判員役の方々の情報処理能力は、平均以上であり、そういう処理能力を均すことができないか。そうでないと、どうしたらわかってもらえるかという検証ができないことになる。

その通りであるが、模擬裁判は、1回で終わるものではなく、引き続き行っていくものであり、今後2年半でどの段階でそのようにするかが問題である。現段階では、法曹三者側の基礎ができていない状況であることから、基礎ができたところで平均的な一般の方に入っていただくという段階的にやっていくべきだと考えている。

評議の持って行き方であるが、裁判所として主導することも考えられるが、そうすると裁判官の意見を押しつけることになる。裁判員から意見が出ないときに、どのように引き出すかが問題である。

裁判官のコミュニケーション能力も必要である。6人の裁判員の方々から、それぞれうまく意見を引き出す必要があり、裁判官の意見を押しつけるようなことがあってはならない。だからこそ、評議の場面も含めて全部を弁護士の方にも見ていただいている。法曹三者でスタンダードを確立するための模擬裁判と考えているので、御協力いただきたい。もう一つは、県内の有力企業を回って、協力を要請しなければ

ばいけない。そのための有効な方法は何か。今、弁護士会にお願いしているのは、顧問先の企業に対し、話だけでもしておいていただきたいということである。裁判所には、その辺りの手だてがないことから、今回は、この点についてもお聞きしたい。育児・介護については、厚生労働省と最高裁の方で議論を始めているが、いずれは、地方自治体などにどういう当たり方をすればよいか智恵を出していただきたいと考えている。

最後に弁護人役のオブザーバーの弁護士の方、何か最後に述べておくことがあるか。

有罪か無罪かを定める基準がどこに引かれるかと言うと、冒頭陳述が裁判員の皆様の長い経験、常識に少しでも反したら無罪になる。相弁護人からは、一点の曇りもないということを述べて、段々と狭めていく方法をとった。それで印象を持ってもらって評議では無罪となったと思っている。

一日目の証人尋問の補充尋問が無かったので、完全に有罪だと思い込んでいたが、評議を傍聴し、皆様が鋭い視点で物事を見られているなど感じ、逆に我々が意識していなかったところを疑問視し、それが被害者の供述の信用性まで影響するということがわかったので、作戦を考える上では、細かい疑問を残しつつ裁判員の皆様に提示するのも一つの方法かと思った。

被害者一人、目撃者もないという状況であれば、検察官も大変だと思ったのではと思う。こういうものを見て、警察の捜査の仕方がどうあるべきかということもきちんと行っていかなければいけないと思われる。

以 上

